

○返還免除に係る中断期間一覧

下表に該当する期間は猶予期間に含めないこととします。
 ※ただし、義務期間は消化されないため注意してください。

事由	内容	期間（標準）	必要書類 状況届に事由及び中断期間を記載し、事実を証する資料を添付して県へ提出	適用対象		
				修学資金	研修資金	海外留学資金
災害	自己の居住用の住宅又は家財について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」）により、生活再建を余儀なくされ、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	6月（生活再建のため）	—	1種2種 3種	○ ○	○
	震災等により障害者等となり、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書に準拠（上記以外）	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書	1種2種 3種	○ ○	○
疾病・負傷	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害等により、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書に準拠	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書	1種2種 3種	○ ○	○
出産	労働基準法で定める産前・産後の期間として、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として14週 （産前6週、産後8週） （多胎児妊娠の場合は22週）	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種	○ ○	○
育児	育児・介護休業法、地方公務員の育児休業等に関する法律、その他の法令等で定める育児休業、介護休業等として、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	勤務先病院の勤務証明書等に準拠	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種	○ ○	○
介護		勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として93日	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種	○ ○	○
留学	医学に係る内容を日本国外で研究及び履修する期間とする。（国外で診療に従事する期間は除く）	大学及び研究機関にて研究に従事する期間。ただし、休学期間は除く。	山梨県が認める大学及び研究機関が発行する留学していることを証する書類	1種2種 3種	○ ○	○
大学院	医学に係る内容について、大学院で履修する期間	大学院で履修する期間。ただし、休学期間は除く	在学期間が分かる証明書	1種2種 3種	○ ×	○
研究従事	医学に係る内容について山梨県が認める研究機関にて研究する期間	研究に従事する期間とする。ただし、研究に従事しない期間は除く。	山梨県が認める研究機関が発行する研究していることを証する書類	1種2種 3種	○ ○	○